

プリンシプル・ベースの時代

あらた基礎研究所長

安井 肇

このところ IFRS(国際会計基準)を巡る議論が高まっている。その基本的な考え方は、プリンシプル・ベースである。これは、異なる歴史や慣習の下にあった欧州諸国の会計基準を1つに纏めるための妥協の産物として出来上がったためといわれるが、中心的役割を果たした英国の伝統を反映した側面もあろう。

これに対して、最強のルール・ベース国といわれる米国が近時 IFRS の適用へ向けたロードマップを示すに至った背景には、加速化したイノベーションの下で、ルール・ベースの限界が見えてきた事情がある。即ち、ルールで厳しく縛っていても、イノベーションの成果として新しい取引手法が開発され、既存ルールの隙間をかいぐろうとする者が現れた。仮に進化した金融技術によりルールの隙間を突いた商品設計までもが自在にできるとなれば、そもそもルールで縛ることは難しい。

こうした時代においては、企業の経営実態を表すという会計目的を達成しようとするれば、プリンシプル・ベースを採用せざるを得ないと考えられる。換言すると、プリンシプル・ベースと経済的実質主義の貫徹とは密接不可分な関係にあると思われる。

もとよりルール・ベースからプリンシプル・ベースへの転換には、様々な懸念がある。

そのひとつに、後者になると、恣意的な会計処理が行われぬかという点がある。

この点に関して海外では、会計実務家を2つに分け、プリンシプルとルールのどちらかだけを与え、同じ事例に対する会計上の判断を求める試みがなされたことがある。結果は、ルールを与えられた者の方がルール上の文言解釈に重点を置き、その自らの解釈を具体例に都合よく当てはめる傾向が見られ、プリンシプルを与えられた者に比し判断にバラつきが認められたそうである。これは、プリンシプル・ベースは、基準の不正確さゆえに財務報告にバイアスがかかるといわれる懸念を和らげるものとして読み取れる。

また、プリンシプル・ベースになると、判断の根拠となる基準から当該判断に至る論理の階段がルール・ベースに比べ一般に長くなる。このため、会計実務家は自らの判断を常に正当化し、防御できなくてはならないこととなる。この点に関連して、IASB(国際会計基準審議会)の Tweedie 議長は、IFRS に適合した人材の育成について、「基準を教えるのではなく理論と判断を防御する必要性を教えるべきである」という趣旨を述べたといわれる。わが国の場合、IFRS を使いこなしていく人材の育成には、実務界だけでなく大学教育を含めて相当なエネルギーを費やす必要があるだろう。

わが国では2012年を目途にIFRSによる決算を義務付けるかどうか判断されるというスケジュールとなっている。様々な課題に対して関係者の叡智が結集されて、わが国資本市場の発展に貢献していなくてはならない時期になっていると考えている。

こちらの記事は 週刊誌『金融財政事情』2009年6月29日号に掲載されたものです。

発行所である株式会社きんざいの許可を得て PwC Japan IFRS Project 室がウェブサイトに掲載しているものですので、他への転載・転用はご遠慮下さい。